



# 国際平和協力法30年の歩み

令和4年9月17日

内閣府 国際平和協力本部事務局

次長 池松 英浩

国際平和協力本部事務局

HP <https://www.cao.go.jp/pko/index.html>

Twitter [https://twitter.com/cao\\_pko](https://twitter.com/cao_pko)

# 1. 国際平和協力法の枠組み

.....P.2~P.10

# 2. 国際平和協力法に基づく取組の実績

.....P.11~P.32

# 3. 国連平和維持活動を支える取組

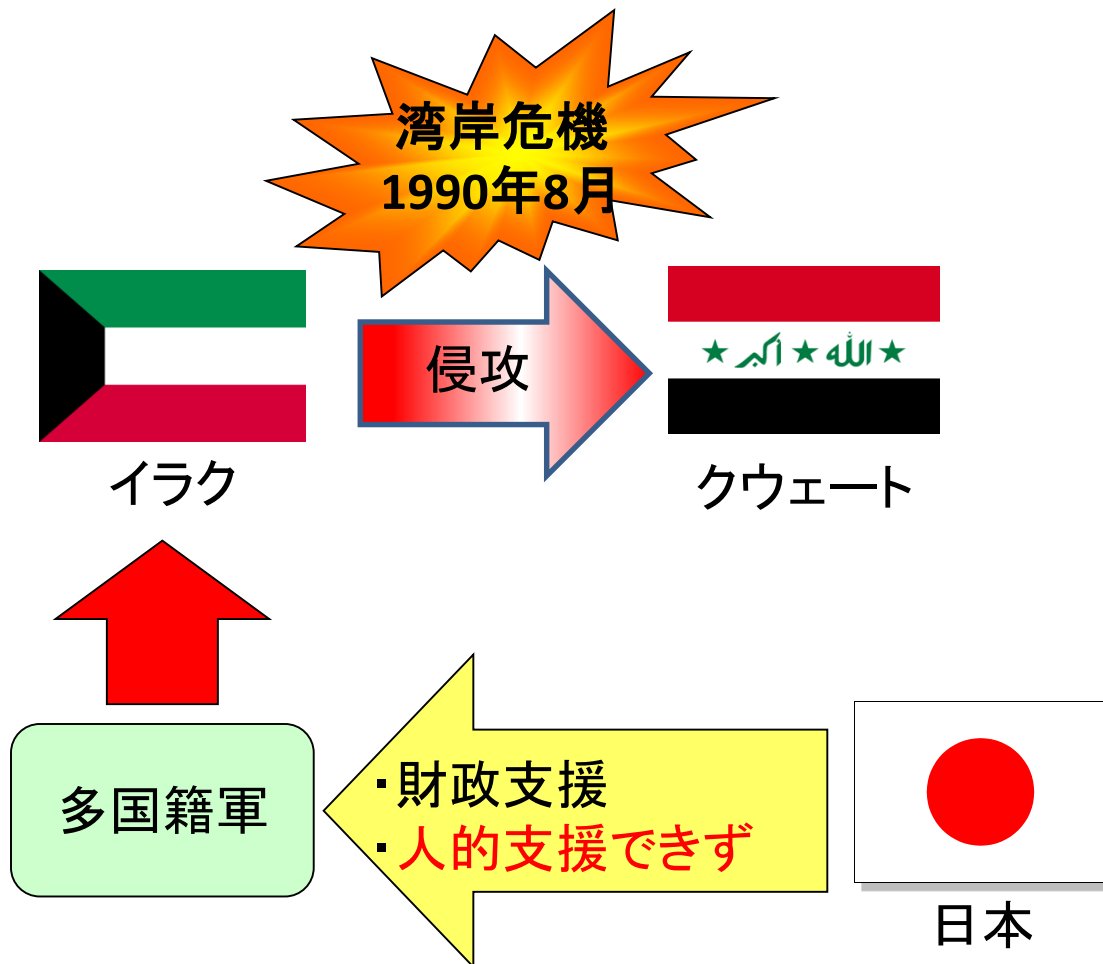
: 国連三角パートナーシップ・プログラム

.....P.33~P.36

# 1. 国際平和協力法の枠組み

# 国際平和協力法制定に至る経緯①

- 1990年の湾岸危機をきっかけに、人的支援が可能な枠組みの検討が開始

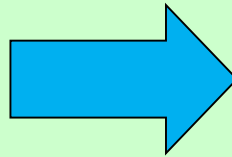


## 国際平和協力法制定に至る経緯②

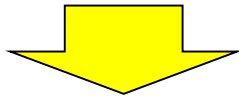
- 国連平和協力法案は廃案に
- 「参加5原則」などを明記し、国際平和協力法として成立

1990年10月 国連平和協力法案を国会に提出

主な論点は、武力行使との一体化



廃案  
(1990年11月)

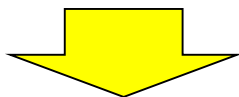


1991年9月 国際平和協力法案を国会に提出

国連平和協力法案との主な違い

- ✓ 多国籍軍に対する協力を除外
- ✓ PKO参加5原則

1. 停戦の合意の成立
2. 受入同意
3. 中立性
4. 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること
5. 必要な最小限の武器使用



1992年6月成立、8月施行

# 国際平和協力法で規定される活動概要

➤ 人的協力または物的協力により、4つの形の活動を実施可能

国際連合平和維持活動

国際連携平和安全活動

人道的な国際救援活動

国際的な選挙監視活動

人的協力

国際平和協力業務

国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動のために実施される業務

- ・ 停戦の監視等（停戦の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留・巡回 等）
- ・ 選挙・投票の監視等
- ・ 警察、矯正行政事務の監視、行政事務に関する助言・指導 等
- ・ 紛争による被災民の救出、紛争被害の復旧 等

人道的な国際救援活動のために実施される業務

- ・ 紛争による被災民の救出、紛争被害の復旧 等

国際的な選挙監視活動のために実施される業務

- ・ 選挙・投票の監視等

物的協力

物資協力

- ・ 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動を行っている国際連合等に対して物品を無償又は時価よりも低い価格で譲渡

司令官等の派遣

PKO司令官等の派遣

- ・ 防衛大臣は、国連の要請に応じ、国連の業務であって、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、自衛官を派遣することが可能。

# 国際平和協力業務の各類型(具体的任務)

➤ 様々な形での業務が可能。業務内容に応じて要員を派出

協力の対象		法第3条第5号に掲げる各類型 (※「附帯する業務」を含む)	海上保安庁 組織参加	自衛隊部隊 等	関係行政機関職員		採用隊員
					自衛隊員	その他	
↑ 国際的な選挙監視活動 ↓	国際 連合 平和 維持 活動、 国際 連携 平和 安全 活動	イ 停戦・武装解除等監視	/	○	○	○	○
		ロ 駐留・巡回					
		ハ 武器の搬入・搬出の検査・確認					
		ニ 放棄武器の収集・保管・処分					
		ホ 停戦線等設定の援助					
		ヘ 捕虜交換の援助					
	ト 防護を必要とする住民等に対する危害防止等	○	/	○	○		
	チ 選挙・投票の監視・管理						
	リ 警察行政事務に関する助言・指導・監視						
	ヌ 矯正行政事務に関する助言・指導・監視	○	/	○	○		
	ル 行政等事務に関する助言・指導(リ・ヌ除く)						
	ヲ 国の防衛に関する組織等の設立又は再建の援助	○	○	○	○	○	
	ワ 医療(含防疫)						
	カ 被災民の捜索・救出・帰還援助						
	コ 被災民に対する生活関連物資の配布						
	ク 被災民収容施設・設備の設置						
	ケ 紛争被害施設・設備整備						
	コ 紛争汚染自然環境の復旧	○	/	○	○		
ソ 輸送、保管(含備蓄)、通信、建設等							
ネ 国際連合平和維持活動等を統括又は調整する組織における企画立案等	○	○	○	○	○		
ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務							
ラ 国際連合平和維持活動等に従事する者等に対し緊急の要請に対応して行う生命及び身体の保護							
救援活動		イからネの各業務に準ずる					
		/	○	/	/	/	

# 国際情勢の変化と法的枠組みの変遷

## ➤ 国際情勢の変化も踏まえ、国際平和協力法も大きく3回の改正

### 国際情勢

冷戦終結

#### ■1990年8月 湾岸危機

■民族的・宗教的対立による内戦・テロ多発例)

- ・ルワンダ内戦
- ・ボスニア紛争
- ・コソボ紛争
- ・東ティモール紛争

■2001年、同時多発テロ  
→有志国によるテロとの闘い

PKOの任務の多様化  
(平和構築分野へと拡大)

■我が国を取り巻く安全保障環境の変化

- 例)北朝鮮核・ミサイル開発
- 中国の台頭
- 東シナ・南シナ海情勢
- 国際テロ、サイバー攻撃

■バイデン米政権の発足

### 国際平和協力法

1990年10月、国連平和協力法案提出(廃案)

1990年11月、自公民三党合意

1992年、国際平和協力法施行  
(多国籍軍への協力は除外。  
伝統的なPKOへの協力が中心)

1998年、国際平和協力法改正  
(部隊派遣自衛官の武器使用を原則として  
上官の命令によるものとする等)

2001年、国際平和協力法改正  
(①PKF本体業務(注)凍結解除、  
②自己保存のための自然権的権利に基づく  
武器の使用の防護対象を拡大)

注)PKF(平和維持隊)本体業務  
法3条5号イからへに規定された停戦の監視等(停戦  
合意の遵守の確保、緩衝地帯における駐留等)

2015年、平和安全法制  
(含、国際平和協力法改正)成立  
(協力対象に「国際連携平和安全活動」を追加、  
「駆け付け警護」等の業務の拡充、司令部業務等  
を追加、武器使用権限の見直し等)

### 国際平和協力法に基づく主な協力実績

のべ約12,700人(自衛官、文民警察官、  
選挙監視要員等)を派遣。

アンゴラ(UNAVEM II)  
(選挙監視要員)

カンボジア(UNTAC)  
(施設部隊、文民警察要員等)

モザンビーク  
(ONUMOZ)  
(輸送調整部隊等)

ルワンダ難民救援  
(難民救援隊等)

ゴラン高原(UNDOF)  
(輸送隊等)

東ティモール(UNAMET, UNTAET, UNMISSET,  
UNMIT)  
(文民警察要員、避難民救援空輸隊、派遣施設群、  
司令部要員、選挙監視要員、軍事連絡要員)

アフガニスタン難民救援  
(難民救援空輸隊)

イラク難民・被災民救援  
(難民・被災民救援空輸隊)

ネパール(UNMIN)  
(軍事監視要員)

スーダン(UNMIS)  
(司令部要員)

ハイチ(MINUSTAH)  
(施設部隊等)

南スーダン(UNMISS)  
(施設部隊、司令部要員)

シナイ半島(MFO)  
(司令部要員)

※UNMISS施設部  
隊は2017年5月に活  
動を終了。司令部要  
員は派遣を継続。

ウクライナ被災民救援  
(被災民救援空輸隊)



# 国際平和協力法の改正(1998年・2001年)

	1992(H4)年制定時	1998(H10)年改正	2001(H13)年改正
PKF本体業務	自衛隊の部隊等によるものを凍結		凍結解除
人道的な国際救援活動のための物資協力	五原則をそのまま適用	一定の国際機関によって実施される活動のための協力については、停戦合意が存在しない場合でも可能とした	
選挙監視活動	国連平和維持活動の一環としての選挙監視のみ可能	国連、地域的機関の要請に基づくが、国連平和維持活動の一環ではないような選挙監視についても可能とした	
武器使用権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、協力隊員を防衛するための武器使用</li> <li>個人による武器使用の判断</li> <li>武器等防護(自衛隊法第95条)は適用せず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部隊派遣の自衛官の武器使用については、原則として上官の命令によるものとした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防衛対象として「自己の管理下に入った者」を追加</li> <li>武器等防護を適用することとした</li> </ul>

# 国際平和協力法の改正(2015年)

## 国際連合平和維持活動(拡充)

### ○参加5原則(下線部追加)

- ① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
- ② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- ③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。
- ⑤ 武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能。

### ○業務の拡充

停戦監視、被災民救援等に加え、いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護、司令部業務等を追加、統治組織の設立・再建援助の拡充

### ○武器使用権限の見直し

いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護の実施に当たっては、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める

### ○国会承認

自衛隊の部隊等が行う停戦監視業務、いわゆる安全確保業務については事前の国会承認が基本(閉会中又は衆議院が解散されている場合の事後承認可)

### ○隊員の安全確保

安全配慮規定、業務の中断及び危険を回避するための一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置を定めた実施要領の策定を規定

### ○その他の改正事項

- ① 自衛官(司令官等)の国際連合への派遣、② 請求権の放棄、③ 大規模な災害に対処する米軍等に対する物品又は役務の提供、④ 国際的な選挙監視活動の協力対象の拡大 など

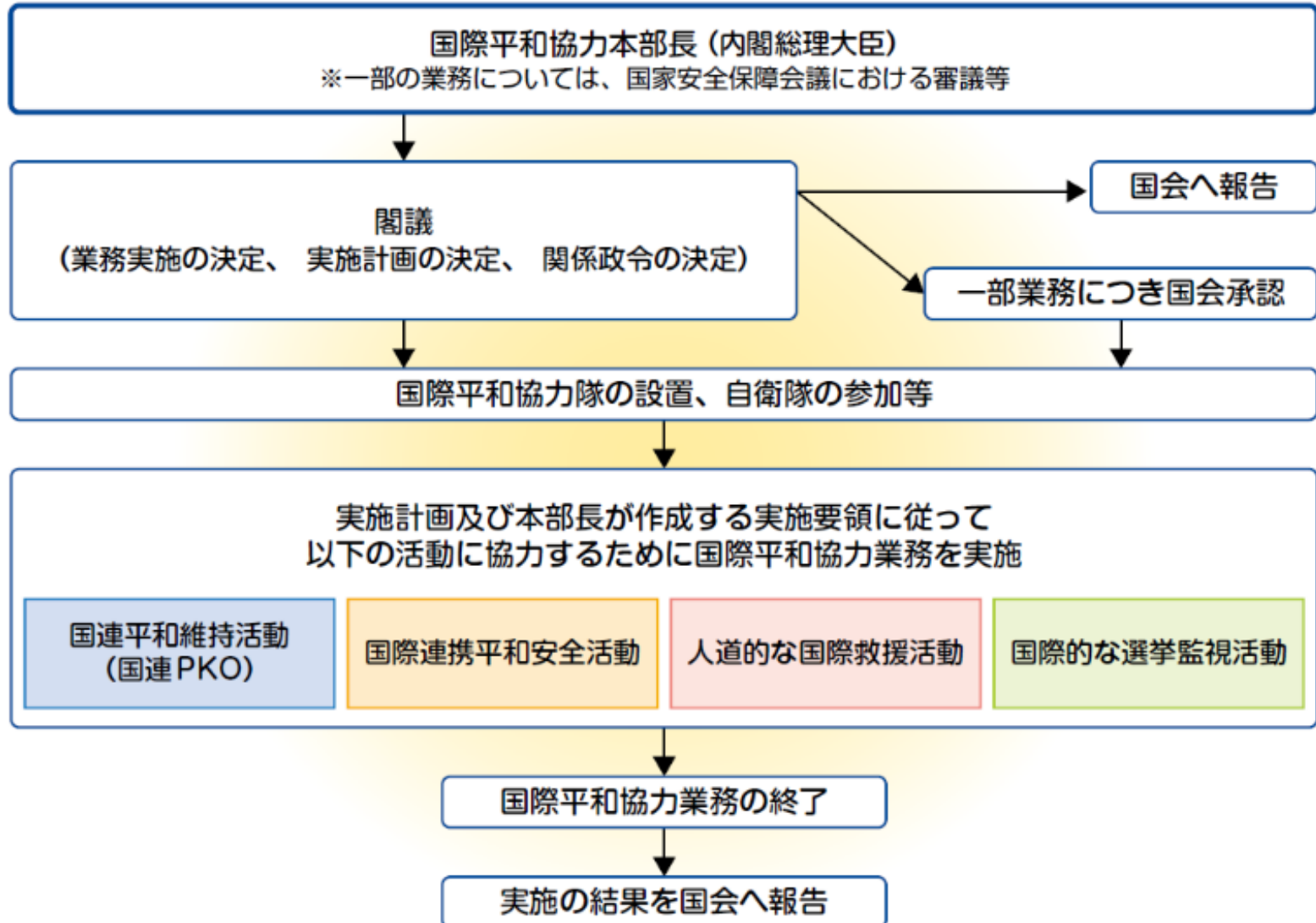
## 国際連携平和安全活動(非国連続括型)(新設)

### ○要件 **参加5原則を満たした上で次のいずれかが存在する場合**

- ① 国際連合の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議
- ② 次の国際機関が行う要請
  - ・国際連合
  - ・国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
  - ・当該活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
- ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請(国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。)

# 国際平和協力業務の仕組み

- 国際平和協力業務の実施にあたっては、閣議決定や国会への報告が必要



## 2. 国際平和協力法に基づく取組の実績

## 国連平和維持活動(国連PKO)

- 世界各地における紛争の解決のために国連が行う活動。
- 各国部隊からなる平和維持隊による停戦監視、道路や橋などのインフラの修理など。
- 文民警察活動や、復興・開発、組織・制度構築を含む行政的支援活動が行われることも増加。
- 我が国はこれまでに、13件の人的協力(1件は継続中(UNMISS))と、11回の物資協力を実施。

# 国連平和維持活動(国連PKO)の例 (1992~1993年 カンボジア)

- 我が国初めての本格的なPKO活動
- 停戦監視、選挙の公正な監視、道路や橋の修理など、幅広い活動を実施



# 国連平和維持活動(国連PKO)の例 (1996~2013年 ゴラン高原)

- これまでで最も長期間の派遣
- 輸送部隊や司令部要員などに延べ約1,500人の要員を派遣



物資の輸送



他国要員と活動する司令部要員



除雪作業



航空自衛隊の輸送機による空輸

# 国連平和維持活動(国連PKO)の例 (2010～2013年 ハイチ)

- 大地震からの復旧・復興活動
- 施設部隊などに延べ約2,000人を超える要員を派遣





# 国連平和維持活動(国連PKO)の例 (2012~2017年 南スーダン 施設部隊)

- 施設部隊として延べ約4,000人を派遣し、インフラ整備などを実施



側溝整備



施設部隊と現地住民



道路整備



給水作業

# 国連平和維持活動(国連PKO)の例 (2011年～活動中 南スーダン 司令部要員)

## ➤ 南スーダン共和国独立直後から司令部要員を派遣中



UNMISSのパネルディスカッションに  
参加する施設幕僚



基地司令官と兵站幕僚



業務中の情報幕僚



現場研修中の航空運用幕僚

# 国連平和維持活動(国連PKO)の例 (2011年～活動中 南スーダン 司令部要員)

- 国連から高く評価され、表彰された女性隊員

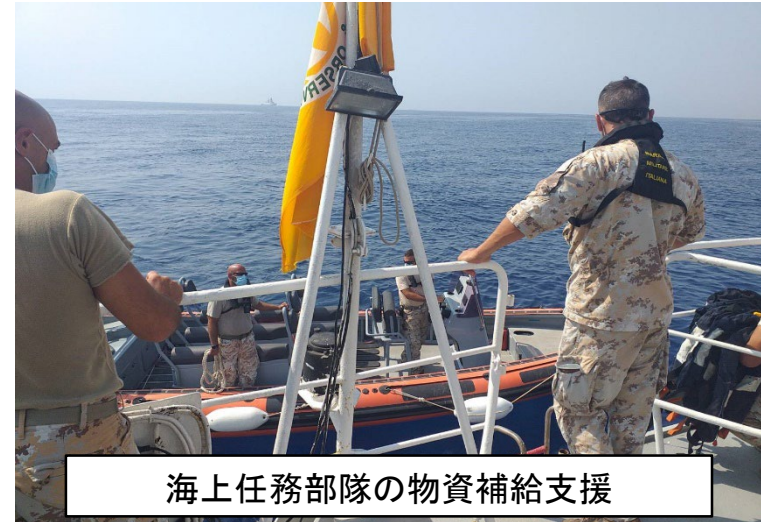


## 国際連携平和安全活動

- 2015年のPKO法改正により可能に。
- 国連決議や国際機関、国連の指示を受けた受入れ国等の要請等がある場合に、国連平和維持活動と同様の活動を行うもの。
- 我が国はこれまでに、1件の人的協力（現在も継続中（MFO））と、1回の物資協力を実施。

# 国際連携平和安全活動の例 (2019年～活動中 シナイ半島)

- 初の国際連携平和安全活動として、多国籍部隊・監視団(MFO)に司令部要員を派遣中



# 国際連携平和安全活動の例 (2019年 南スーダン 物的協力)

- 国際連携平和安全活動を行っている政府間開発機構(IGAD)に対し、活動に必要なテントや毛布等を譲渡



## 人道的な国際救援活動

- 紛争により発生した被災民(難民など)の救援や紛争によって生じた被害の復旧のための活動。
- 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)などの様々な機関が活動を行っている。
- 我が国はこれまでに、6件の人的協力と、18回の物資協力を実施。

# 人道的な国際救援活動の例 (1994年 ルワンダ難民への活動)

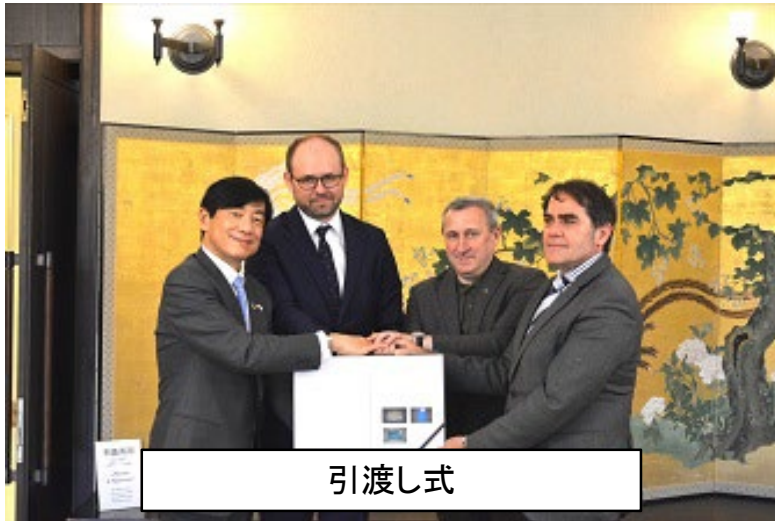
- 初の人道的な国際救援活動
- 医療、防疫、給水、空輸などの救援活動を実施





# 人道的な国際救援活動の例 (2022年 ウクライナ被災民への物的協力)

- ウクライナ被災民への人道的な国際救援活動を行っている国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に対し、毛布やビニールシートなどを提供



# 人道的な国際救援活動の例 (2022年 ウクライナ被災民への人的協力(物資輸送))

- 自衛隊の輸送機等により、UAE(ドバイ)からポーランド及びルーマニアまで UNHCRの救援物資計約103トンを送



# 人道的な国際救援活動の例 (2022年 ウクライナ被災民への人的協力(物資輸送))



日本を出発する自衛隊機



ルーマニアにおける物資の積み下ろし



引渡し式



ポーランドに届けられた物資

## 国際的な選挙監視活動

- 紛争により混乱を生じた地域において、民主的な手段によって統治組織を設立するための選挙や投票が公正に執行されることを目的とした、選挙監視の活動。
- 国連のほか、米州機構(OAS)や欧州安全保障・協力機構(OSCE)を始めとする地域的機関などが活動を行っている。
- 我が国はこれまでに、9件の人的協力を実施。

# 国際的な選挙監視活動の例 (2010～2011年 スーダン)

- 南部スーダン(現在の南スーダン)の独立の是非を問う住民投票に関する監視活動を実施



準備状況の確認



投票所における監視

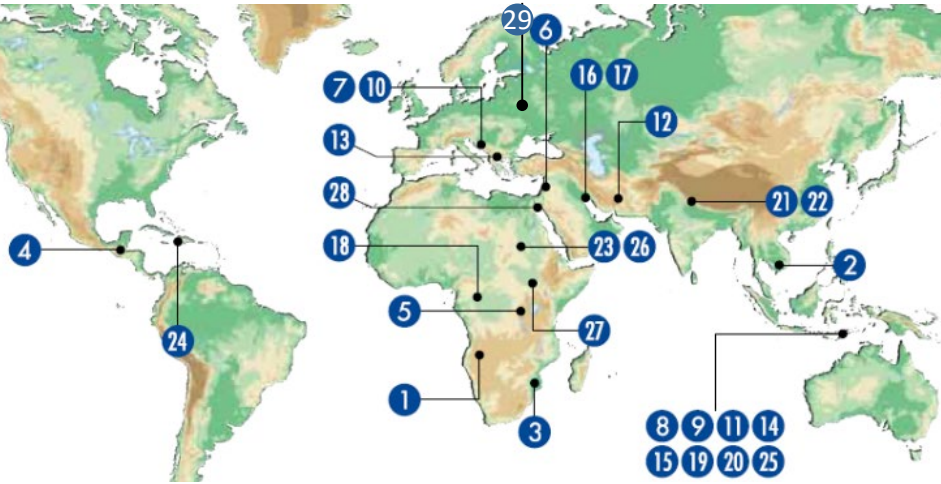
# 国際的な選挙監視活動の例 (2001年、2002年、2007年 東ティモール)

- ▶ 大統領選挙などの公正な実施に関する監視活動を実施



# 国際平和協力業務の実績

(2022年9月現在)



国連平和維持活動(国連PKO)

国際連携平和安全活動

人道的な国際救援活動

国際的な選挙監視活動

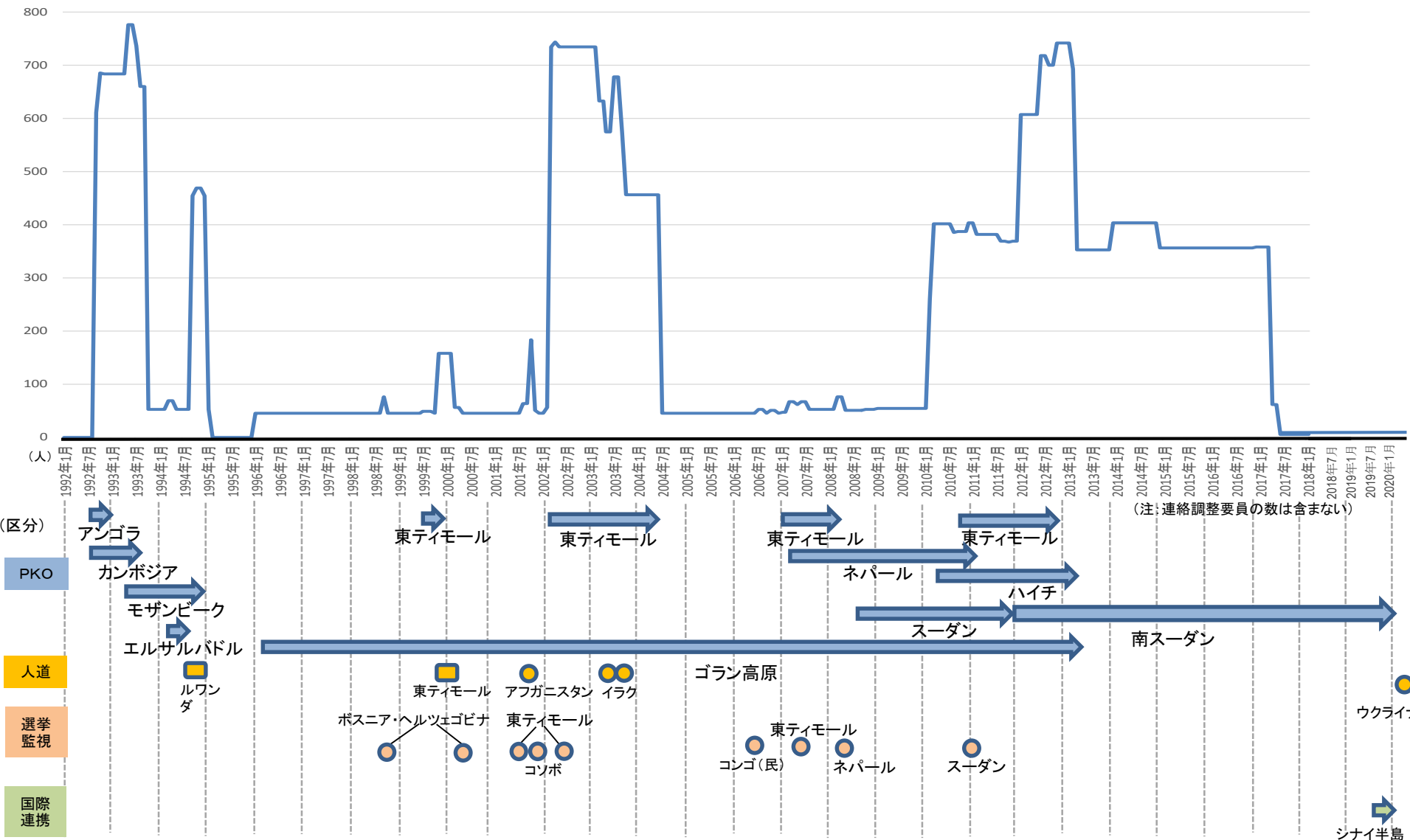
● は、現在対応中の業務

	派遣期間	主な派遣先	主な業務分野
1	1992.9～10	アンゴラ	選挙監視
2	1992.9～1993.9	カンボジア	停戦監視等
3	1993.5～1995.1	モザンビーク	輸送調整隊等
4	1994.3～4	エルサルバドル	選挙監視
5	1994.9～12	ルワンダ周辺	難民救援隊等
6	1996.1～2013.2	ゴラン高原周辺	輸送等
7	1998.8～9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	選挙監視
8	1999.7～9	インドネシア	文民警察
9	1999.11～2000.2	インドネシア	東ティモール避難民救援空輸隊
10	2000.3～4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	選挙監視
11	2001.8～9	東ティモール	選挙監視

12	2001.10	パキスタン	アフガニスタン難民救援空輸隊
13	2001.11	ユーゴスラビア(当時)	選挙監視
14	2002.2～2004.6	東ティモール	施設部隊等
15	2002.4	東ティモール	選挙監視
16	2003.3～4	ヨルダン	イラク難民救援空輸
17	2003.7～8	ヨルダン及びイタリア	イラク被災民救援空輸
18	2006.7～11	コンゴ	選挙監視
19	2007.1～2008.2	東ティモール	文民警察
20	2007.3～7	東ティモール	選挙監視
21	2007.3～2011.1	ネパール	軍事監視
22	2008.3～4	ネパール	選挙監視
23	2008.10～2011.9	スーダン	司令部要員
24	2010.2～2013.2	ハイチ	施設部隊等
25	2010.9～2012.9	東ティモール	軍事連絡要員
26	2010.12～2011.1	スーダン	住民投票監視要員
27	2011.11～	南スーダン	施設部隊(2012-2017まで)、司令部要員
28	2019.4～	エジプト及びイスラエル	司令部要員
29	2022.5～6	ポーランド及びルーマニア	ウクライナ被災民救援空輸隊

# 国際平和協力法に基づく派遣人数の推移

➤ 現在までの派遣人数合計(延べ人数)は約12,700名



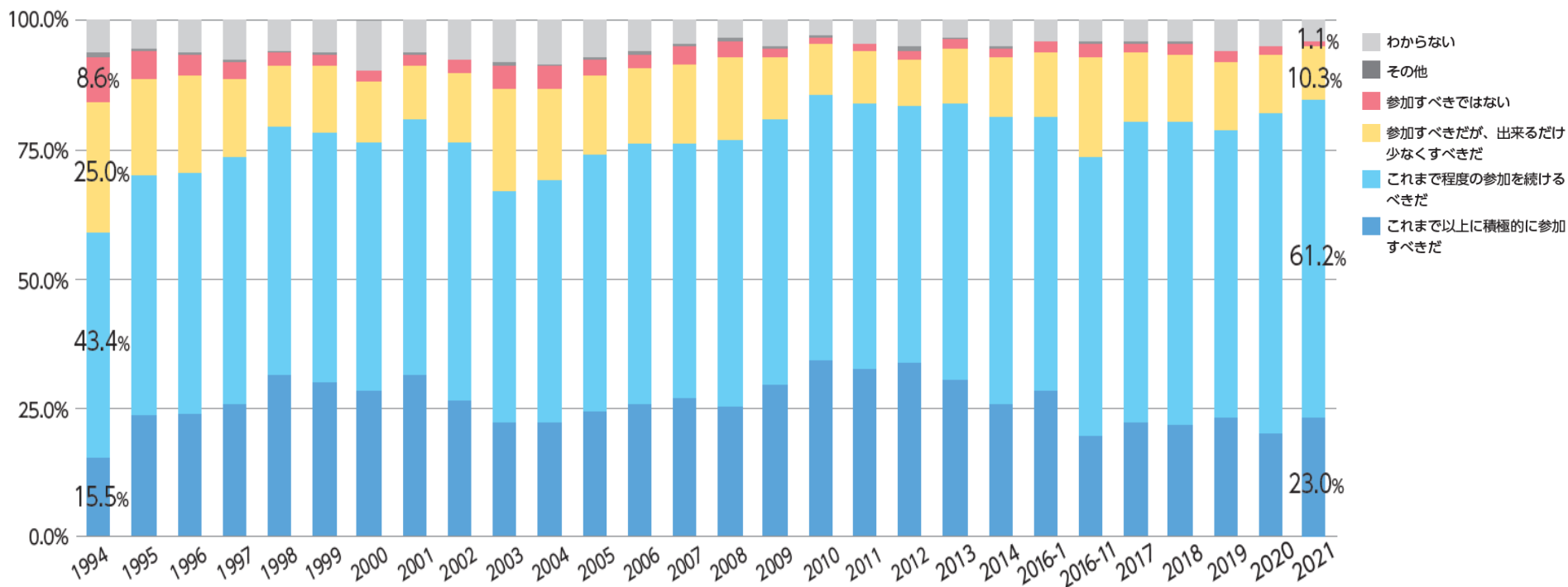
※区分欄の「PKO」は国際連合平和維持活動、「人道」は人道的な国際救援活動、「選挙監視」は国際的な選挙監視活動、「国際連携」は国際連携平和安全活動を指す。



# 国内の国連平和維持活動に対する考え方

(1994年～2021年 「外交に関する世論調査」、内閣府実施)

- 「国連PKOに対する現状程度又はそれ以上の積極的な参加に関する考え方」について、1994年から2021年の変化を見ると、  
**肯定的な回答は、59% ⇒ 84%と増加、否定的な回答は、34%→11%と減少**  
**(特に「参加すべきでない」との回答は、8.6%→1.1%と約8分の1に減少)**

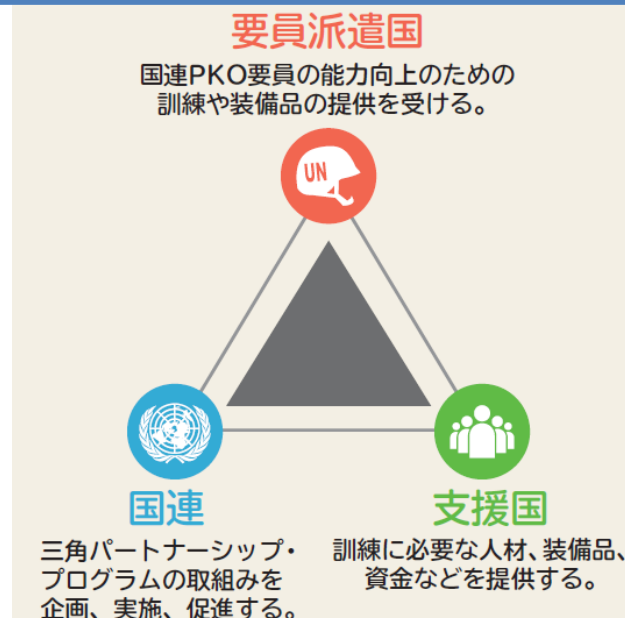


### **3. 国連平和維持活動を支える取組 : 国連三角パートナーシップ・プログラム**

# 国連三角パートナーシップ・プログラム

United Nations Triangular Partnership Programme : UNTPP

- 2015年に立ち上げられた、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、PKOに派遣される要員の訓練、必要な装備品の提供を行う協力枠組み。
- 国連PKOの問題⇒要員(ほとんどが発展途上国出身)に必要な技術・能力や装備品の不足
- ニーズや能力ギャップを把握する立場にある国連自身が訓練内容を企画・運営し、技術とリソースのある支援国がプログラムへの拠出、教官派遣、装備品を提供をすることで、ニーズに基づいた効果的な貢献を可能とする枠組み。
- 国連はこの協力枠組みを要員の訓練等を改善し得る「革新的なアプローチ」と規定(「PKOのための行動」宣言(2018年))。



# 国連三角パートナーシップ・プログラム

United Nations Triangular Partnership Programme : UNTPP

- 2014年PKOサミットにおいて、安倍総理(当時)は、PKOの早期展開のための支援策を表明。以来、日本はこの国連三角パートナーシップ・プログラムをその旗振り役として推進。
- これまで、自衛隊員等を工兵(施設)及び医療分野の訓練の教官等として、ケニア、ウガンダ、ベトナム、インドネシアといった国々に、計298名を派遣。20以上の国の要員に対して訓練を実施。



2015年からアフリカ工兵(施設)分野の訓練を実施。2018年からアジアにも拡大



2019年から医療分野の訓練を開始

# 国連三角パートナーシップ・プログラム United Nations Triangular Partnership Programme : UNTPP

➤ 本年8月からは、インドネシア軍の要員に対する重機の操作訓練を実施中



## ➤ ツイッターやホームページにおいて、幅広く情報を発信中



← 内閣府国際平和協力本部事務局  
1,406 件のツイート

内閣府  
内閣府  
内閣府  
内閣府

内閣府 国際平和協力本部事務局 PKO  
Secretariat of the International Peace Cooperation Headquarters  
Cabinet Office, Government of Japan

フォロー

内閣府国際平和協力本部事務局  
@cao\_pko

内閣府国際平和協力本部事務局の公式アカウントです。  
日本の国際平和協力に関する情報や、国際平和協力の現場の様子などを中心にお届けいたします。  
運用方針は以下URLからご覧いただけます。同意の上、ご利用ください。  
[cao.go.jp/pko/pko\\_j/info...](https://cao.go.jp/pko/pko_j/info...)

📍 東京都千代田区霞が関 [cao.go.jp/pko/index.html](https://cao.go.jp/pko/index.html)  
📅 2020年8月からTwitterを利用しています

92 フォロー中 2,957 フォロワー

事務局ツイッター

[https://twitter.com/cao\\_pko](https://twitter.com/cao_pko)



内閣府 Cabinet Office  
国際平和協力本部事務局 PKO  
Secretariat of the International Peace Cooperation Headquarters

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 国際平和協力本部事務局 (PKO) > 国際平和協力法30周年

国際平和協力法30周年

国際平和協力法 30周年

国際平和協力法が制定されて、今年（2022年）で30年。  
特設ページを開設し、コンテンツ等を随時更新していきます。

総理（国際平和協力本部長）のメッセージ  
(6月1日の30周年記念シンポジウムに寄せたもの)

30周年記念パンフレット  
国際平和協力隊員の声  
フォトギャラリー

30周年記念シンポジウム  
国際平和に貢献する日本人のエッセイ

はじめに  
組織  
国際平和協力本部  
国際平和協力隊  
国際平和協力研究員  
我が国の活動  
国際平和協力産産  
物資協力  
国際平和協力業務の実績  
現在展開中の活動  
地図から検索  
年表から検索  
資料  
国際平和協力法  
国際平和協力法

ホームページ

<https://www.cao.go.jp/pko/index.html>